



## 通所受給者証の新規申請について

障害児通所支援【児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援】の利用には、「通所受給者証」が必要になりますので、下記の方法で手続きを進めてください。  
また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の一部が平成28年1月より施行され、「通所受給者証」の申請に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

### 1. 申請書等を記入し、下記の書類を発達支援課へ提出してください。

- 障害児通所給付費支給申請書 \*必ず、マイナンバーの記入と申請書表裏3か所の署名、捺印をお願いします。
- 19歳未満の控除対象扶養親族申立書  
\*兄又は姉が保育園等に通っている場合は、兄または姉の在園証明等が必要になります。詳細は発達支援課にお問合せください。
- 利用計画作成の選択に伴う書類  
(「相談支援事業所が作成」又は「セルフプラン」を決めて○をしてください)
- 生活記録票 \*家庭内だけでなく、集団の中での様子また、相談支援専門員と状況をご確認の上ご記入ください。
- 障害者手帳、療育手帳 又は 診断書、医師や臨床心理士等の意見書、在学証明書(特別支援級在籍者)など
- 特別支援学級を含む高等学校在学中の方は、在籍が証明できるもの(学生証等のコピー)を必ず添付してください。  
\*詳細につきましては、発達支援課へお問い合わせください。
- マイナンバー関係の書類・・・裏面参照

### 2. 利用計画案の作成方法を決めてください。

別紙「障害児支援利用計画について」をご覧ください、①か②の作成方法を選択してください。

①

相談支援事業所に  
作成を依頼する

- (1) 利用計画(案)を作成してもらう事業所を決めて連絡をとり、承諾を得てください。

※相談支援事業所一覧は市川市公式Webサイト内「障害児通所支援について」のページよりダウンロードできます。トップページ下部の「妊娠・子育て」→「発達支援」→「障害児通所支援について」の中に事業所一覧項目があります。

- (2) 事業所の承諾が得られましたら、発達支援課にて「障害児相談支援給付費支給申請書」の申請手続きをしてください。

- (3) 障害児支援利用計画の作成が始まります。  
後日、「障害児支援利用計画案提出依頼書」をお渡しいたしますので、事業所の相談支援専門員が家庭訪問される際に提示してください。

②

ご家族等で利用計画  
を作成する

- (1) 別紙「セルフプランを作成される方へ」をご覧ください「支援利用計画(セルフプラン)」と「週間ケア計画」を作成してください。

セルフプラン作成前に、必ず、新規に利用を考えているサービス事業所へ、利用可能状況(日数・時間帯など)を確認してプランに書き込んでください。

- (2) (1)の書類ができましたら、利用者控えとしてコピーを取ってください。

セルフプランができましたら、発達支援課まで上記の書類と一緒に提出ください。

- 支援利用計画(セルフプラン)
- 週間ケア計画

【お問い合わせ先】

発達支援課

TEL 047-370-3561